

町政懇談会の記録

	地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
1	西高柳	R7. 8. 22	02道路・交通・建物	幹線道路の危険	大字昌農内557-3セブン-イレブン北の交差点付近は、県道でもあり、常時交通量が多いが、横断する人、横断する自転車利用者も多い。しかし、横断歩道、自転車横断帯がない。道路形状や交通状況などの関係で、それらの設置が難しいとは理解しているが、車の運転手に安全運転を促すことの出来る道路標示などが出来ないものではないでしょうか。	まちづくり課	御指摘の交差点付近は、交通量が多い一方で歩行者や自転車の横断も多く、地域の皆さまにとって安全面で不安を感じる箇所であることを、町としても認識しています。 当該道路は県の管理道路であり、横断歩道や道路標示などの設置は県や警察（伊予署）の所管となりますが、頂いた御意見を踏まえ、現地の状況や利用実態を整理した上で、関係機関に安全対策の要望を伝え、改善に向けた協議を行ってまいります。 町といたしましても、住民の皆さまが安心して通行できる環境づくりに向け、今後も引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。
2	西高柳	R7. 8. 22	08農業	水路の護岸	農業用と生活排水用の共同水路に、ひび割れなどの損壊が多数見受けられる。これらを、個人が自費で修繕することが多い。水路護岸補修については、担当や責任の所在（費用捻出）は、どのように判断されているのでしょうか。	まちづくり課	市街化調整区域内の水路については、原則、農業用水路として判断しております。 農業用水路の管理は地元になり、ひび割れ等の補修は地元負担でお願いしております。 しかし、補修範囲が広い等で工事費が高額になる場合は、町に事業要望をしていただいたうえで、町が現地を確認し、ひび割れの程度、他への影響等を考慮し、優先順位をつけて順番に工事を実施することとなります。なお、農業用水路の場合は、地元にも工事の一部を負担していただいています。 そのほか、個人の排水パイプ等が原因でひび割れが発生している場合は、個人で修繕することが原則となっております。 なお、町が構造物を設置する場合は、法律準拠で単価を設計し、簡易的な構造ではなく恒久的なコンクリート構造物を設置することになるため、費用が高くなります。 大字で対応可能な小規模修繕程度であれば、大字への補助事業として実施できないかなど、地域と連携してできないか検討してまいります。 ※西高柳地区は、農用地区域外のため多面的機能支払交付金対象外

地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
3 西高柳	R7. 8. 22	02道路・交通・建物	バス停の場所	町内コミュニティバスの運行路線、バス停の場所などは幾度も、十分に検討がなされたものと思われるが、利用することの多い高齢者がバスを待つバス停であるにもかかわらず、歩道もない場所などは危険で、かつ、少々思いやりに欠けたバス停であったりする。 夏の暑さや雨天への配慮、周辺の通行車両による危険から避けられるような安全への配慮として、コンビニエンスストアや企業等の駐車場が利用出来るようなサービス協定は結べないものでしょうか。 また、バスとタクシーの併用はコストがかかる。バス停の数を増やして、小型バスを循環させるのがよいのではないか。	財政課	御指摘のとおり、コミュニティバスのバス停の中には、歩道が狭い場所や日差し・雨を避けにくい場所もあり、高齢者の方をはじめ利用される皆さまにとって御不便や御心配をお掛けしていることを、町としても重く受け止めています。 現在のバス停は、警察や国土交通省の基準に基づき、地権者や関係機関と協議の上、安全面と利便性の両面を考慮して設置していますが、歩道幅などの制約により、日よけやベンチなどの構造物を設置できない箇所もあるのが現状です。 一部のバス停では、企業や店舗の御協力を得て敷地を活用させていただいている例もあります。御提案のようなコンビニエンスストア等との協定についても、今後、ルート見直しの検討時に安全性・利便性の観点から改めて協議を進めてまいります。 また、コミュニティバス全体のあり方については、利用実態やコスト面の課題も踏まえ、今年度より国の補助を受けてデマンドタクシーの実証運行を開始しました。 御指摘のとおり、小型バスやジャンボタクシーでの運行も検討しましたが、一部の区間では利用が集中しており、車両の定員を超えて乗り切れない状況が想定されたことから、現時点での導入には至っていません。 今後は、デマンドタクシーの実証結果や利用状況、維持管理コストを踏まえつつ、ジャンボタクシーの活用や追従車両の導入など、持続可能で使いやすい地域公共交通の仕組みづくりを検討してまいります。 町としても、皆さまが「安心して・無理なく・便利に」移動できる環境を目指し、引き続き地域の声を伺いながら改善に努めてまいります。
4 西高柳	R7. 8. 22	09観光	PRスポット	塩屋海岸が遊泳禁止であることは承知しているが、最近若い人たちがSUP（サップ）を楽しんでいるのをよく見かける。だるま夕日の景色は下灘にも負けていない。はんぎり競漕は地域の自慢である。しかし、「楽しめる」コトや場所のPRが弱く、また駐車場やトイレがないので不便でもある。また、国道に「道の駅」が作れないのであれば、商業施設に頼らずに、通年、裸麦、農産物、加工品、珍味などをPRすることが出来て、近隣の市町からも大勢の人が訪れてくれるような村の市場を作ってほしい。	財政課 産業課	御指摘のとおり、塩屋海岸は「だるま夕日」などの美しい景観に恵まれ、はんぎり競漕の舞台としても町を代表する貴重な地域資源です。最近では若い方を中心にSUP（サップ）を楽しむ姿も見られ、松前町の新たな魅力として注目が高まっていることを嬉しく感じています。 一方で、塩屋海岸は隣接地に工場が立地していることから、駐車場やトイレといった施設整備を新たに行うには課題も多い状況です。そのため、現在は風や潮流の条件がより安定しており、周辺に余剰地もある西の浜（北黒田海岸）をモデルエリアとして海岸利活用の可能性を調査・検討しているところです。 トイレ整備についても、多くの御要望をいただいております。従来型の施設整備では数千万円単位の費用がかかりますが、最近ではオゾン脱臭機能やソーラーパネル電源を備えた低コスト型トイレも実用化されています。SUP利用者や散歩される方にも快適に使っていただけるよう、こうした新技術を活用した整備方法を前向きに検討してまいります。 また、「道の駅」のような拠点づくりについては、国の指定を受けて新設する形ではなく、既に町内にある地域の交流・物産発信拠点「まさき村」を軸に、通年で農産物や加工品、裸麦、海の珍味などを発信できる「村の市場」としての機能強化を図っていきたいと考えています。 今後も、海や農業など松前町が持つ自然と文化の魅力を生かしながら、「訪れて楽しい・住んで誇れるまちづくり」を目指して取り組んでまいります。

	地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
5	西高柳	R7. 8. 22	12その他	選挙投票所	選挙の投票に、投票所まで足を運ぶことについて、病弱で叶わない、行く手段がないといった高齢者が多い。投票所設置について、厳しいキマリがあるのは承知しているが、他県の山間部や島しょ部では、日にち、時間を限った投票所（集会所やテントなど）を開設した村もある。期日前投票の場所も含め、選挙に行きたいが行くことが出来ない人を取り残さないでほしい。例えば検診バスのようなものを利用するには問題が多いのでしょうか。	選挙管理委員会	移動投票所の設置には、二重投票を防止するための人的体制やネットワークの構築が必要となります。今後、地域の皆様の御意見を丁寧に向いながら、その必要性や有効性、実現可能性などを総合的に判断してまいりたいと考えています。 またいくつかの選挙管理委員会では、無料タクシー送迎を行っていますが、無料であることが逆に公平性や持続性の観点で課題となる場合があると考えているほか、既に導入済みの選挙管理委員会では、本制度の利用率が低く、所期の効果に至っていないとの声も耳にしており、制度設計には慎重な検討が必要と考えています。 なお、施設・病院での不在者投票のほか、要介護5など、一定の状態に該当する方は、自宅での郵便による不在者投票という制度もあります。 いずれにしましても、移動困難な方への支援は必要であると認識しておりますので、町としても地域の皆様からの御意見を伺いながら、必要に応じて柔軟に対応を検討してまいります。
6	西高柳	R7. 8. 22	02道路・交通・建物	県道の街灯設置	旧道56号線出合橋から岡田小学校に向かう道路の街灯が岡田小学校までないので、自転車でする場合に非常に危険を感じる。歩道を走るには狭くて凹凸が激しいので、せめて街灯の設置を県に掛け合って欲しい。	まちづくり課	県道の道路照明設置や歩道の補修については、地元として要望があることを県に伝え、対策を講じてもらうよう要望してまいります。
7	西高柳	R7. 8. 22	12その他	重信川左河川敷に遊歩道の設置	出合橋の右岸河川敷には遊歩道の新設工事が行われている。左側河川敷にも可能な範囲新設することを申請して欲しい。特に、出合橋東側は放水路で途切れていて一旦土手に登らないと通行出来ないなのでせめて簡易歩道橋を設けて欲しい。	まちづくり課	出合橋周辺の河川敷整備について御意見をいただき、ありがとうございます。 右岸側の整備は御指摘のとおり、散歩やウォーキングをされる方にとっても利用しやすい環境になってきており、地域の皆さんにとって大切な憩いの場所となっていることを町としても嬉しく感じています。 一方で、国交省松山河川国道事務所に確認したところ、現在の右岸側工事は遊歩道ではなく、堤防の管理用道路として整備しているものであり、現時点で左岸側に同様の整備計画はないとのことでした。 また、県においては、松山中央公園に向かう橋の東側まで自転車道を整備していますが、西側への延伸は今のところ予定されていません。 放水路にかかる簡易歩道橋についても、安全面や設置効果を考慮すると、現状では整備が難しい状況ですが、「歩きやすい川沿いの環境を望む声」があることは、町としてもしっかり受け止めています。 今後、国や県が行う河川整備の際には、地域の皆さんの御意見としてこうした声をお伝えし、より安全で快適に利用できる河川空間づくりが進むよう、関係機関と連携してまいります。引き続き、住民の皆様が気持ちよく、散歩や交流を楽しめるよう努めてまいります。
8	西高柳	R7. 8. 22	12その他	耕作放棄農地の管理	西高柳でも耕作放置農地が有るが雑草がすぐに生い茂っている状態が見受けられる。耕作放棄地について町の行政指導はどうなっているのでしょうか。	産業課	雑草が繁茂している農地の近隣住民や農家の方等から苦情の相談を受けた場合は、早急に農業委員会事務局が現地確認を行った上で所有者等に対して文書または口頭での改善指導を行っています。 また、例年8月～9月に担当地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が遊休農地の実態把握と発生防止、解消等のために農地パトロールを行っています。その際に遊休農地と判断された農地については、事務局が後日現地確認を行った上で、所有者に対して当該農地の管理方針を確認するため利用意向調査を文書で行います。その際に農地中間管理機構への貸付の提案などを行い、遊休農地の解消を促しています。

	地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
9	西高柳	R7. 8. 22	12その他	町の電話 対応につ いて	町民課等に電話を掛けた時、「この電話は〇〇のために録音させていただきます」等のアナウンスが流れるが、逆に町から掛かって来たときは録音はされているのか。それと取次中の音楽の音が大きく待つ身になるとうるさくかつ長く感じる。もう少しボリュームを下げてもらうか、「時間がかかる場合は「当方からかけ直します」位の配慮が欲しい。	財政課	本年7月より、本庁舎の電話については、行政サービスの品質向上や不当な圧力の排除などを目的として、発信・着信を問わず、すべての通話を録音しております。 次に、保留中の音楽の音量が大きいとのご指摘につきましては、ご不快な思いをおかけし、大変申し訳ございません。早急に音量調整を行い、改善を図ります。 しかしながら、不在着信だけでは、御相談内容の詳細を正確に把握することができません。適切な担当者から折り返し連絡をさせていただくためには、一度、町職員が電話を受け、内容を詳しくお伺いする必要があるがございます。 そのため、恐れ入りますが、折り返しのお電話をご希望される場合は、お電話が繋がった際に、職員にその旨をお申し出いただけますようお願い申し上げます。 今後とも、皆様からのお声を真摯に受け止め、より良い行政サービスを提供できるよう努めてまいります。
10	西高柳	R7. 8. 22	12その他	泥上げ地 の扱いにつ いて	「公図の上で地番が付されていない国有地であって、水路に沿って細長い形状をしているものをいう。これは本来、水路のどろを揚げておくための場所だったものである。どろ揚地を含む土地を取引する場合には、どろ揚地は国有地であるから、売買取引の前に、市町村に対して国有地払い下げの手続きを申請する必要があることに留意しなければならない。」とあるが、塀を立てる場合に控えているところもあれば控えていないところもある。どう指導すれば良いか？例えばコンクリート整備を開発許可の条件とするなどできないか。	まちづくり課	法定外公共物は民地ではありませんので、塀を立てることはできません。ただし、国土調査などで境界が確定する前から存在する物などは、建て替えの際に除去するか、土地の形状によっては、用途廃止など所定の手続きを得て土地を購入してもらうこととなります。 水路沿いの泥上げ場については、これまでも開発許可申請に係る協議の際には、コンクリート張りなどをお願いしてきたところですが、開発許可申請の審査対象ではないため、条件とすることはできないのが現状です。
11	西高柳	R7. 8. 22	02道路・交通・建物	岡田保育園 前の農免道路 の補修	岡田保育園の前の農免道路について、東の三差路と西の三差路の道路について50 c mぐらい段差ができていますので補修をしてほしい。 岡田保育園建て替えの時は、旧岡田保育園の前の農免道路が傷んでいたので、補修を町にお願いすると、工事車両が通って傷んだのだから、岡田保育園でやってくれといわれた経緯がある。 農免道路だと町は補修してくれないのか。そうならば、岡田保育園の前の農免道路は、もはや農道ではないので、町道に格上げしてほしい。	まちづくり課	御指摘の段差につきましては、危険防止のため職員が現地を確認し、補修材により段差を解消いたしました。御連絡をいただきありがとうございました。 岡田保育園前の道路については、令和4年の建て替え工事の際、工事車両の通行により傷んだ部分について、原因者負担により補修を行っております。その後も一部に舗装の痛みが見られる箇所がありますが、交通量や路面状況を踏まえ、優先順位をつけて順次対応しているところです。 なお、農免道路や町道といった区分によって補修対応を分けているわけではなく、道路利用の実態や損傷の程度、緊急性などを総合的に判断して進めています。ただ、舗装補修には多くの費用がかかるため、全ての箇所を一度に対応することが難しく、毎年、区長さんを通じて地域要望をお伺いし、町全体の中で優先順位をつけて実施しています。 また、御提案の「町道への格上げ」については、道路構造や幅員などが町道の基準を満たしているかどうかを確認する必要があります。今後、地域の交通状況や利用実態を踏まえながら、地元の皆さまと一緒に今後のあり方を検討していきたいと考えています。 地域の安全で快適な生活環境を守るため、引き続き現場の状況を注視しながら、できる限り対応に努めてまいります。

	地区名	開催日	大項目	小項目	質問・意見の要旨	担当課	回答等の要旨 (※対応予定及び対応済は、朱書きで入力)
12	西高柳	R7. 8. 22	12その他	空き家対策	今、1人暮らしでいるが、将来空き地になってしまうかもしれない。松前町の空き家対策について教えてほしい。	まちづくり課	町の空き家対策については、今年度、町内全域の空家の把握調査を行う予定です。その後の空き家の利活用については、所有者の意向を把握し、利活用につながる空家バンク等への掲載を促す仕組みを構築予定です。 松前町でも空き家は増えてきています。行政では空き家の把握まではできても、なかなか利活用までつなげることができません。そのため、現在は、町内の不動産業や司法書士、工務店、大工さんなど不動産に関わる専門家の方々と構成される空き家アドバイザー協議会と連携して取り組んでいます。同協議会において、空き家に関する心配事の相談会や、セミナーを各地区公民館において実施していますので、是非御参加いただければと思います。
13	西高柳	R7. 8. 22	08農業	農地の管理	農地も持っていると言管理が大変で、苦痛になっている人もいる。農地中間管理機構ができてから、農地の集約と借り受けはどの程度具体化しているか。農地を持っていて苦労している方へ、行政から提案などはあるのか。	産業課	令和7年度から、農地の貸し借りに利用されている利用権設定について、農地中間管理機構を介した利用権設定による貸し借りに一本化されました。現時点での申請件数は21件（44筆）で、5件（12筆）の貸し借りが開始しています。 また、令和6年度に町内22地区で策定した将来の農地利用の姿を明確化した設計図である「地域計画」をより現実 to 即したものとしていくことで、担い手への農地の集積・集約化が図られるものと考えています。農地の管理等で苦労されている方は、地域の農業に精通している地元の農業委員や農地利用最適化推進委員を御紹介しますので、事務局まで御連絡いただけたらと存じます。
14	西高柳	R7. 8. 22	02道路・交通・建物	県道326号線	① 県道南側路側帯について、路側帯幅が狭く、10センチ程度しかないところもあるので、最低75センチは確保されたい。歩道が整備されたらなおよい。 ② ①と同様に県道北側路側帯の路側帯が狭いので、最低75センチは確保されたい。 ③ 県が自動車の通行で生じた轍改善のためアスファルト補修を行ったが、そのため車道面の高さと同隣接宅地との高さに差が生じ、県道南側路側帯の歩行が困難であるので、改修されたい。 ④ 当県道は、これまでも交通量が増えていたが、特に平日朝及び夕方、また休日夕方は、渋滞がひどく、北側から自動車で県道に出ようとするときや歩行者が横断しようとするとき、横断困難であるので、信号・横断歩道を整備されたい。なお、歩道橋は認知しているが、マイピア、自転車、手押し車等の使用に当たり不便であるので提言する次第。 ⑤ 旧岡田保育所跡地～想い通り交差点の歩道について、整備後数十年が経ち、アスファルトが傷んでいたり、車道との段差が大きくなっていたりするところがあるので、改修されたい。	まちづくり課	御指摘の県道につきましては、歩行空間の狭さや路側帯の段差、交通量の増加など、安全面での課題を町としても認識しております。特に通勤・通学時間帯や休日夕方の渋滞、歩行者の横断のしづらさなどは、地域の皆さまからもたびたび御意見をいただいております。現場の状況についての御心配はもっともなことと受け止めています。 当該路線は県の管理道路であり、歩道や路側帯の整備、信号機や横断歩道の設置といった対応は県や警察の所管となりますが、町としましても、日常的に利用される皆さまの安全を第一に考え、現地の状況や御意見を整理した上で、愛媛県および伊予警察署に対して改善要望を行ってまいります。 また、御指摘の旧岡田保育所跡地付近の歩道についても、長年の使用による舗装の傷みや段差が見受けられるため、県への要望時に併せて現地状況をお伝えし、補修などの対応を求めてまいります。 町としては、地域の皆さまが安心して歩ける道路環境の実現に向けて、今後も県や関係機関と連携しながら、できる限りの働きかけを続けてまいります。